

令和2年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱

(目的)

第1条 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県への観光誘客促進を図るため、市町村又は市町村観光協会（以下「市町村等」という。）、協議会会員が実施する地域資源を活用した観光宣伝事業等について、予算の範囲内で協賛を行うものとし、その協賛については、この要綱に定めるところによる。

(協賛対象団体)

第2条 協議会の協賛の対象となる団体は、次の各号の何れの要件も満たす団体（以下「協賛対象団体」という。）とする。

(1) 以下の何れかに該当する団体であること。

- ア 市町村等を構成員に含む団体
- イ 複数の協議会の会員である観光事業者等で構成されている団体
- ウ 協議会の会員である観光事業者等

(2) その団体の構成員であるすべての協議会の会員が、令和元年度において予算に基づく負担金もしくは協賛金を完納していること。

ただし、令和2年度新規会員についてはこの限りでない。

(3) 事業推進のための組織体制及び予算措置が構成員の合意に基づき明確になっていること。

(協賛対象事業)

第3条 協議会の協賛の対象となる事業（以下「協賛対象事業」という）は、協賛対象団体が第7条の規定に定める期間に実施する事業のうち、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、かつ、「いばらきアマビエちゃん（感染防止対策宣誓書）」を登録・実施箇所に掲示をする次の各号に掲げる事業とする。

(1) 次の何れの要件も満たす事業

- ア 地域固有の資源を活用して実施する新たな観光宣伝事業であること。
- イ 今年度から実施する新規事業であること。
ただし、同地域において既存の類似事業が存在する場合は対象外とする。
- ウ 内容に新規性・独自性があり、観光誘客に資すると会長が認める事業であること。

(2) 次の何れの要件も満たす事業

- ア 地域固有の資源を活用して実施する観光宣伝事業であること。
- イ 既存の事業のうち、新たな要素の追加や事業の大幅な見直しなどにより、観光誘客の可能性が広がる事業であること。
- ウ 内容に新規性・独自性があり、観光誘客に資すると会長が認める事業であること。

- (3) 地域の魅力づくり等観光振興のための検討会や勉強会の開催に係る事業
 なお、検討会参加事業者については、当協議会の会員の有無を問わない。
- (4) 地域固有の資源を活用して実施する観光宣伝事業イベント等の実施に伴う感染症対策に係る事業
 ただし、備品の購入については対象外とする。

(協議会の協賛)

第4条 協議会は、申し出に基づき当該事業に必要な経費を認定し、その全部又は一部を負担することにより、協賛対象事業に協賛するものとする。

2 同一の協賛対象団体に対する協賛は、2回を限度とする。

(協賛の範囲)

第5条 協議会は、前条に基づき協賛対象事業について協賛する場合には、その事業実施に必要と認定した経費について下表の範囲で経費の全部又は一部を負担する。

事業の種類	負担割合等	限度額
第3条第1号	事業費の10/10以内	50万円×協賛対象団体の構成員の所在する市町村数と150万円のいずれか低い額
第3条第2号	事業費の1/2以内	30万円×協賛対象団体の構成員の所在する市町村数と150万円のいずれか低い額
第3条第3号	事業費の10/10以内	15万円
第3条第4号	事業費の10/10以内	10万円

※協賛対象団体について、複数の市町村及び観光事業者等で構成される団体に県外団体が含まれても差し支えないが、協賛の対象となる事業費については、県外団体相当分を除く。

(協賛の期間)

第6条 第4条に基づく協賛対象団体の事業への協賛は、申し出のあった年度に限り行うことができるものとする。

(協賛の申し出)

第7条 協賛対象団体は、協賛対象事業の実施について協議会に協賛を求める場合は、当該事業に必要な経費等を記した令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛申出書(様式1)を、下記期限までに協議会に提出するものとする。

なお、予算の執行状況により、下記申請期間後に追加募集を行う場合は、事務局長が別に定める。

実施期間	申請期間
要綱制定日～令和2年9月30日	要綱制定日から令和2年7月29日まで

(協賛の決定)

第8条 協議会は、前条による協賛申出書の内容を事務局で審査し、適正と認められた場合は、当該協賛対象団体に対し令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(協賛の変更)

第9条 前条の協賛決定を受けた者が、事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛変更申出書(様式3)を提出し、会長の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 協議会は、前条の申出の内容が適当であると認めた場合は、協賛対象団体に令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛変更決定通知書(様式4)により通知するものとする。

(協賛の中止)

第10条 協議会は、前条の中止の申出があった場合以外においても、次の場合に協賛対象団体への協賛を中止するものとする。

- (1) 協賛申出書に係る事業が履行されない場合、あるいは履行されないことが確実にあると会長が認める場合。
- (2) 協賛の申出をした団体が協賛対象団体としての要件を満たさなくなった場合。
- (3) 協賛対象団体が申し出た協賛対象事業と当該協賛対象団体の実施内容が異なる場合。

2 協議会は、前項の規定により協賛を中止した場合は、令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛中止通知書(様式5)を協賛申出書の提出者に送付するものとする。

(実績報告)

第11条 協賛対象団体は、当該年度の協賛対象事業が完了したときは、協賛対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、協議会に対し令和2年度新観光プロジェクト応援事業実績報告書(様式6)を提出するものとする。

2 前項の報告に当たっては、事業協賛対象金額に対して支出した内容のわかる書類若しくはその写しを添付して提出するものとする。

3 協賛対象団体は、協議会から指示があった場合は、協議会総会等で実績報告を行うものとする。

(協賛金額の確定)

第12条 協議会は、前条の実績報告書について適当と認められる場合は、協賛金額を確定し、令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛金額確定通知書(様式7)により、当該協賛対象団体に通知するものとする。

(協賛金の請求)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた協賛対象団体は、通知日から起算して 14 日以内に令和 2 年度新観光プロジェクト応援事業協賛金請求書(様式 8)を会長に提出しなければならない。

(概算払い)

第 14 条 協議会は、事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

2 協賛対象団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式 9)を協議会に提出するものとする。

3 協賛対象団体は、第 12 条による通知を受けたとき、既に支払を受けた協賛金が確定額を超えるときは、その超える金額について協議会の指示に従って返還するものとする。

(財産等の帰属)

第 15 条 協賛対象団体が、協賛対象事業の実施に伴い取得した権利等については、当該協賛対象団体に帰属するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

付 則

本要綱は令和 2 年 7 月 10 日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所在地 〒

名称

代表者

担当者氏名

電話番号

令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛申出書

令和2年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱第7条の規定により、当団体の実施する事業について協賛するよう申し出ます。

記

1 団体の構成

2 事業のテーマ

3 目的・ねらい（該当する事業に○）

- (1) 新イベント・新事業の実施（挑戦的・先駆的な取組）
- (2) 既存イベントのパワーアップ（拡充・新要素追加等）
- (3) ①及び②に向けた地域プレイヤーの勉強会・検討会
- (4) イベント等における新型コロナウイルス感染防止の取組

4 実施場所

5 内容

事業内容	事業予定額（円）

※ (2) の場合は、既存内容と新たに実施する内容を明確に記載すること（別添可）。

※ 事業の詳細（収支予算等）について説明資料を添付すること。

6 事業実施スケジュール

(様式2)

令和 年 月 日

名称

代表者

殿

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦

令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛決定通知書

令和 年 月 日付けであった貴団体からの協賛の申し出については、令和2年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり認定したので通知します。

記

1 認定内容

単位：円

事業番号	事業内容	協賛認定額	(うち協議会負担額)

※事業番号

- (1) 新イベント・新事業の実施 (挑戦的・先駆的な取組)
- (2) 既存イベントのパワーアップ (拡充・新要素追加等)
- (3) ①及び②に向けた地域プレイヤーの勉強会・検討会
- (4) イベント等における新型コロナウイルス感染防止の取組

2 留意事項

事業実施にあたり、「いばらきアマビエちゃん (感染防止対策宣誓書)」に登録し、実施場所に掲示をすること。

(様式3)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 大井川 和彦 殿

所在地 〒

名称

代表者

担当者氏名

電話番号

令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛変更申出書

令和 年 月 日付けの協賛決定について、令和2年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり事業内容の変更を申し出ます。

記

1 変更理由

2 変更内容

	事業内容	事業予定額 (円)
変更前		
変更後		

3 変更による事業効果への影響

(様式4)

令和 年 月 日

名称

代表者

殿

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

会長 大井川 和彦

令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛変更決定通知書

令和 年 月 日付けであった貴団体から協賛変更の申し出については、令和2年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定しますので通知します。

記

1 認定内容

単位：円

事業内容		協賛認定額	(うち協議会負担額)
変更前			
変更後			

2 留意点

(様式5)

令和 年 月 日

名称

代表者

殿

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

会長 大井川 和彦

令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛中止通知書

令和 年 月 日付けであった貴団体からの協賛の申し出については、令和2年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき、下記により中止するので通知します。

記

1 協賛対象団体の名称

2 事業内容

3 中止理由

4 その他

(様式6)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 大井川 和彦 殿

所在地 〒

名称

代表者

(担当者氏名
電話番号)

令和2年度新観光プロジェクト応援事業実績報告書

令和 年 月 日付けで協賛の認定があった事業に係る実績については、令和2年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

単位：円

事業内容	事業実績額	(うち協議会負担額)

2 成果品・報告書等 (別添として添付すること)

(様式7)

令和 年 月 日

名称

代表者

殿

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦

令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛金については、令和2年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

1 事業内容

2 協賛金額 金 円

(様式 8)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 大井川 和彦 殿

(申請者)
所 在 地 〒

事業者名
代表者職氏名 印

(担当者名
電話番号)

令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛金 請求書

令和 年 月 日付けで協賛金額確定通知のあった令和2年度新観光プロジェクト応援事業について、令和2年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり協賛金を請求します。

記

請求額	金	円
協賛認定額	金	円
概算支払済額	金	円
振込銀行名	銀行	支店
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号	No.	
口座名義	(フリガナ)	

(様式9)

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

(申請者)
所在地 〒

事業者名
代表者職氏名

印

(担当者名
電話番号)

令和2年度新観光プロジェクト応援事業協賛金 概算払請求書

令和 年 月 日付けで協賛決定通知のあった事業について、令和2年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり協賛金を請求します。

また、令和2年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱第12条による通知を受けたとき、既に支払を受けた協賛金が確定額を超えるときは、その超える金額について協議会の指示に従って速やかに返還します。

記

請求額	金 円
協賛決定額	金 円
振込銀行名	銀行 支店
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	No.
口座名義	(フリガナ)